



監査結果報告書

宝 監 第 1 9 号

令和5年(2023年)4月19日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 梶 川 みさお

令和4年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

株式会社エフエム宝塚

公益財団法人阪神北広域救急医療財団

特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I

国際ライフパートナー株式会社

宝塚ウェルネスライフグループ

三井不動産リアルティ株式会社

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

株式会社エフエム宝塚

第1 監査等の種類

出資団体監査

第2 監査等の対象

主に令和3年度における株式会社エフエム宝塚（以下「エフエム宝塚」という。）
に対する市の出資金に係る出納その他の事務の執行

資本金の額 80,000,000 円

市の出資額 40,000,000 円

出資比率 50.0%

第3 監査等の期間

事務局監査 令和5年1月18日から令和5年3月23日まで

監査委員監査 令和5年3月23日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、エフエム宝塚が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

エフエム宝塚は、設立目的に沿って運営され、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 中長期経営計画について

中長期経営計画の策定状況についてエフエム宝塚に確認したところ、『「正確な情報を提供し、地域の発展に貢献する」を会社の方針としており、宝塚市からの受託事業への依存率 50%以下を目指して番組制作能力の向上に努めているが、現時点で中長期経営計画は策定していない。」旨の説明を受けました。

また、中長期経営計画が策定されていないことについて所管課の見解を確認したところ、「エフエム宝塚の経営については、17 期連続黒字経営を続けており、市受託事業への依存率が高いことを除いては、経営は健全であると認識している。依存率については、所管課として毎年度業務調査などで改善要望を行っており、コロナ禍であった令和 2 年度を除いて低下傾向にある。市の懸念事項が少しずつ改善されてきたことから、これまで放送機器更新計画以外の中長期的な計画の策定が必要であるとまでは認識していなかった。」旨の説明を受けました。放送機器更新計画については、「現在使用している放送機器は開局当時から使い続けているものが多く、順次更新していく必要があると考えている。一方で、更新には多額の費用が必要となり、エフエム宝塚の経営の負担となる可能性がある。リースの活用による支払いの平準化や、使用可能な機器の更新時期を遅らせるなど、放送機器更新計画を状況に応じて見直し、機器更新を必要最小限にとどめる必要があると考えている。」旨の説明を受けました。

放送機器の更新が経営状況の影響を受けることは一定理解できますが、災害時の緊急放送をエフエム宝塚が担っていることから、緊急時の放送に支障を来すことがあってはなりません。したがって、放送機器の適切な更新を行う必要があると考えます。一方で、黒字経営が続いているというものの、令和 3 年度の当期純利益は 18,675 円、繰越利益剰余金は 8,888,884 円となっており、放送機器更新計画どおりに更新を行えば、近い将来に繰越利益剰余金が枯渇することは明らかなです。そのことから、売上の増加や更なる経費削減に向けた取組を反映した中長期経営計画を策定し、その計画と関連付けた放送機器更新計画となるよう、見直しを行う必要があると考えます。

計画的な機器の更新や中長期的な経営状況の把握には、単年度ではなく中長期に渡る見通しが必要ではないかと考えます。所管課においては、中長期経営計画の策定に向けて取り組むよう指導を行ってください。

2 退職金について

エフエム宝塚の退職金については、就業規則第52条において、「社員が退職した場合、在職中の功労に報いるために退職金を支給する。支給対象者及び算出方法等は、別に定める退職金規程による。」と定められていることから、退職金規程についてエフエム宝塚に確認したところ、「中小企業退職金共済に加入しているため、退職金規程は定めていない。」旨の説明を受けました。また、第20期（令和元年度）決算報告書中「販売費及び一般管理費」に計上されている退職金10万円の内訳及び根拠については、「中小企業退職金共済からの退職金とは別に支給したものであり、退職する社員の会社への貢献度と令和元年度の収支状況を踏まえ、取締役会で決定した。」旨の説明を受けました。なお、平成29年度にも同様に50万円が支給されていました。

社員の退職金は本来、客観的に明確な根拠に基づき支給されるべきものですが、実際の運用は根拠に基づく適正な支給とは言えない状況となっています。中小企業退職金共済に加入しているのであれば、その旨を退職金規程に明記しておく必要があると考えます。また、取締役会で決定した退職金については議事録が作成されておらず、支給の意思決定がどのようにされたのか確認ができませんでした。

所管課においては、退職金の支給について退職金規程を定め、それに沿った運用となるよう指導するとともに、退職金の件に限らず、取締役会の議事録については必ず作成するよう指導を行ってください。

第7 エフエム宝塚の概要

1 目的

エフエム宝塚は次の事業を営むことを目的としています。

- (1) 放送法による一般放送事業
- (2) 放送番組及び広告宣伝の企画、制作並びに請負
- (3) 催事の企画、制作及び運営
- (4) 書籍、雑誌その他の印刷物の企画、制作及び出版
- (5) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (6) コンピューターのソフトウェアの開発
- (7) 電気工事業
- (8) 放送利用料の徴収受託業務
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

2 組織

エフエム宝塚は、代表取締役社長1人、取締役局長1人、取締役5人、監査役1人、社員4人、非常勤嘱託社員1人、アルバイト6人及び有償ボランティア約70人で構成されています。

(令和4年3月31日現在)

3 経営状況

平成30年度(第19期)から令和3年度(第22期)までに係る比較損益計算書(期間:各年度とも4月1日から3月31日まで)及び比較貸借対照表(各年度3月31日現在)は、次表のとおりです。

(1) 比較損益計算書

(単位 円、%)

科目	第19期	第20期	第21期	第22期		
	(自) H30.4.1 (至) H31.3.31	(自) H31.4.1 (至) R2.3.31	(自) R2.4.1 (至) R3.3.31 (A)	(自) R3.4.1 (至) R4.3.31 (B)	対前年度末増減	
					(B-A)	(B/A)
売上高①	86,393,884	89,190,858	76,807,661	89,438,409	12,630,748	116.4
売上原価②	64,319,769	62,036,484	53,603,475	62,008,755	8,405,280	115.7
売上総利益①-②=③	22,074,115	27,154,374	23,204,186	27,429,654	4,225,468	118.2
販売費及び一般管理費④	27,228,459	26,656,666	30,013,727	28,021,276	△1,992,451	93.4
営業利益(損失)③-④=⑤	△5,154,344	497,708	△6,809,541	△591,622	6,217,919	8.7
営業外収益⑥	6,230,957	584,808	8,509,808	822,497	△7,687,311	9.7
受取利息	3,278	9,899	2,228	615	△1,613	27.6
雑収入	6,227,679	574,909	8,507,580	821,882	△7,685,698	9.7
営業外費用⑦	0	0	0	1,200	1,200	皆増
経常利益(損失)⑤+⑥-⑦	1,076,613	1,082,516	1,700,267	229,675	△1,470,592	13.5
特別利益(損失)	45,000	43,000	43,000	0	△43,000	0.0
税引前当期純利益⑧	1,121,613	1,125,516	1,743,267	229,675	△1,513,592	13.2
法人税、住民税及び事業税⑨	353,900	465,800	466,500	211,000	△255,500	45.2
当期純利益⑧-⑨	767,713	659,716	1,276,767	18,675	△1,258,092	1.5

(2)比較貸借対照表

(単位 円、%)

科目	第19期	第20期	第21期	第22期		
	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	対前年度末増減	
			(A)	(B)	(B－A)	(B／A)
流動資産	84,944,460	85,861,914	89,522,688	87,983,543	△1,539,145	98.3
現金・預金	55,527,698	58,087,169	60,809,989	60,692,624	△117,365	99.8
売掛金	7,447,718	7,169,301	8,060,055	6,626,875	△1,433,180	82.2
有価証券	20,336,444	20,336,444	20,336,444	20,336,444	0	100.0
商品	171,600	312,000	364,000	239,200	△124,800	65.7
仮払金	1,004,000	0	0	127,500	127,500	皆増
未収金	500,000	0	0	0	0	—
貸倒引当金	△ 43,000	△ 43,000	△ 47,800	△ 39,100	8,700	81.8
固定資産	11,065,992	9,859,953	9,500,535	8,708,630	△791,905	91.7
有形固定資産	5,146,892	4,110,853	3,878,935	3,087,030	△791,905	79.6
建物	1,806,608	1,373,787	940,966	536,322	△404,644	57.0
建物附属設備	304,034	196,234	88,434	1	△88,433	0.0
構築物	2,455,503	2,298,122	2,140,741	1,983,360	△157,381	92.6
機械装置	4	4	186,512	152,528	△33,984	81.8
車両運搬具	339,485	123,440	1	1	0	100.0
工具器具備品	241,258	119,266	522,281	414,818	△107,463	79.4
無形固定資産	919,100	749,100	621,600	621,600	0	100.0
ソフトウェア	297,500	127,500	0	0	0	—
電話加入権	621,600	621,600	621,600	621,600	0	100.0
投資等	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	100.0
差入保証金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	100.0
資産合計	96,010,452	95,721,867	99,023,223	96,692,173	△2,331,050	97.6
流動負債	9,076,726	8,128,425	10,153,014	7,803,289	△2,349,725	76.9
未払金	5,434,544	3,670,287	6,773,586	4,179,989	△2,593,597	61.7
未払費用	479,022	0	0	0	0	—
未払法人税等	353,900	465,800	240,200	105,500	△134,700	43.9
未払消費税	891,000	2,077,800	1,172,800	2,036,000	863,200	173.6
預り金	82,500	128,838	127,228	90,600	△36,628	71.2
仮受金	0	0	0	1,000	1,000	皆増
前受金	1,091,760	807,700	829,200	358,200	△471,000	43.2
賞与引当金	744,000	978,000	1,010,000	1,032,000	22,000	102.2
固定負債	0	0	0	0	0	—
負債合計	9,076,726	8,128,425	10,153,014	7,803,289	△2,349,725	76.9
資本金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000	0	100.0
利益剰余金	6,933,726	7,593,442	8,870,209	8,888,884	18,675	100.2
繰越利益剰余金	6,933,726	7,593,442	8,870,209	8,888,884	18,675	100.2
(うち当期純利益)	767,713	659,716	1,276,767	18,675	△1,258,092	1.5
純資産合計	86,933,726	87,593,442	88,870,209	88,888,884	18,675	100.0
負債・純資産合計	96,010,452	95,721,867	99,023,223	96,692,173	△2,331,050	97.6

公益財団法人阪神北広域救急医療財団

第 1 監査等の種類

出資団体監査

第 2 監査等の対象

主に令和 3 年度における公益財団法人阪神北広域救急医療財団（以下「財団」という。）に対する市の出資金に係る出納その他の事務の執行

資本金の額 101,000,000 円

市の出資額 33,048,900 円

出資比率 32.7%

第 3 監査等の期間

事務局監査 令和 5 年 1 月 1 8 日から令和 5 年 3 月 2 3 日まで

監査委員監査 令和 5 年 3 月 2 3 日

第 4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、財団が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査等の結果

財団は、設立目的に沿って運営され、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

第 6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第 7 財団の概要

1 目的

財団は、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町の小児の急病患者に対し、必要な医療の提供等の事業を行い、もって子どもが健やかに成育する環境づくりに寄与することを目的とし、次の事業を行っています。

- (1) 休日及び夜間等における小児科診療事業
- (2) 小児救急医療電話相談事業
- (3) 小児救急に関する知識の普及事業
- (4) 阪神北広域こども急病センターの管理運営
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 組織

財団は、評議員 10 人、理事 13 人（理事長 1 人及び常務理事 1 人を含む。）、監事 2 人及び職員 107 人で構成されています。

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

3 経営状況

平成 30 年度（第 12 期）から令和 3 年度（第 15 期）までに係る比較正味財産増減計算書（期間：各年度とも 4 月 1 日から 3 月 31 日まで）及び比較貸借対照表（各年度 3 月 31 日現在）は、次表のとおりです。

(1) 比較正味財産増減計算書

(単位 円、%)

科目	第12期	第13期	第14期	第15期		
	(自)H30.4.1 (至)H31.3.31	(自)H31.4.1 (至)R2.3.31	(自)R2.4.1 (至)R3.3.31	(自)R3.4.1 (至)R4.3.31	対前年度末増減	
			(A)	(B)	(B-A)	(B/A)
〔一般正味財産増減の部〕						
〔経常増減の部〕						
〔経常収益〕						
【基本財産運用益】						
基本財産受取利息	15,954	18,146	18,000	13,200	△4,800	73.3
【事業収益】						
診療報酬	345,249,733	351,908,141	86,792,623	148,088,421	61,295,798	170.6
知識の普及事業県委託料収入	1,207,000	1,207,000	1,207,000	1,207,000	0	100.0
伊丹市コロナワクチン接種事業委託料収入	0	0	0	797,720	797,720	皆増
指定管理委託料収入	63,790,574	63,165,965	123,326,000	268,036,474	144,710,474	217.3
【受取補助金等】						
電話相談補助金収入	4,380,000	4,420,000	4,370,000	4,370,000	0	100.0
財団運営補助金収入	10,362,568	11,412,608	11,418,312	11,155,504	△262,808	97.7
受取国庫助成金	0	0	5,412,014	0	△5,412,014	皆減
感染拡大防止支援金	0	0	1,000,000	170,000	△830,000	17.0
コロナ支援金	0	0	100,000,000	0	△100,000,000	皆減
【受取負担金】						
診療応援負担金収入	2,134,247	5,193,848	5,561,688	5,523,848	△37,840	99.3
【雑収益】						
受取利息	723	1,066	4,264	4,233	△31	99.3
持続化給付金	0	0	2,000,000	0	△2,000,000	皆減
国保事務処理収入	1,612,065	0	0	0	0	—
雑収入	1,060,562	993,570	424,680	398,820	△25,860	93.9
経常収益計	429,813,426	438,320,344	341,534,581	439,765,220	98,230,639	128.8
〔経常費用〕						
【小児科診療事業費】						
給料手当	254,717,380	256,675,316	227,879,471	222,903,438	△4,976,033	97.8
法定福利費	14,045,083	13,249,801	12,798,194	12,874,337	76,143	100.6
退職給付費用	1,180,500	4,480,812	1,061,664	1,502,848	441,184	141.6
福利厚生費	496,931	462,444	393,586	392,289	△1,297	99.7
旅費交通費	2,044,670	2,200,691	1,390,404	1,398,370	7,966	100.6
通信運搬費	431,036	423,458	411,516	407,854	△3,662	99.1
会議費	133,004	166,415	68,949	76,610	7,661	111.1
消耗什器備品費	401,490	148,617	374,769	165,886	△208,883	44.3
消耗品費	19,284,138	18,411,314	3,807,170	4,290,785	483,615	112.7
修繕費	143,316	202,710	110,000	1,681,856	1,571,856	1,529.0
光熱水料費	1,818,345	1,799,927	1,743,673	2,072,708	329,035	118.9
賃借料	7,147,266	6,165,338	6,336,463	5,379,898	△956,565	84.9
租税公課	1,207,268	1,316,207	5,856,643	16,018,052	10,161,409	273.5
保険料	172,940	172,940	241,740	230,740	△11,000	95.4
支払負担金	551,400	554,500	480,500	521,930	41,430	108.6
委託費	59,078,284	60,185,591	52,202,191	53,244,688	1,042,497	102.0
減価償却費	2,283,888	3,120,796	2,524,085	4,259,486	1,735,401	168.8
小児科診療事業費計	365,136,939	369,736,877	317,681,018	327,421,775	9,740,757	103.1
【電話相談事業費】						
給料手当	14,699,750	14,873,837	14,789,180	14,714,072	△75,108	99.5
法定福利費	30,281	30,640	30,466	30,311	△155	99.5
租税公課	668,835	837,107	803,303	1,017,631	214,328	126.7
電話相談事業費計	15,398,866	15,741,584	15,622,949	15,762,014	139,065	100.9
【知識の普及事業費】						
給料手当	336,960	257,920	224,640	224,640	0	100.0
旅費交通費	185,934	153,389	129,713	192,342	62,629	148.3
通信運搬費	19,665	9,120	9,790	9,870	80	100.8
消耗品費	297,805	540,291	596,023	532,404	△63,619	89.3
賃借料	8,500	2,200	0	0	0	—
租税公課	100,956	121,091	112,089	140,431	28,342	125.3
印刷製本費	692,776	527,100	472,384	472,384	0	100.0
知識の普及事業費計	1,642,596	1,611,111	1,544,639	1,572,071	27,432	101.8

【管理費】						
役員報酬	10,560,568	10,577,456	10,581,648	10,603,648	22,000	100.2
給料手当	19,342,004	17,352,006	20,787,043	21,761,305	974,262	104.7
法定福利費	3,827,544	3,706,979	4,172,523	4,026,644	△145,879	96.5
退職給付費用	590,478	2,554,598	775,384	1,035,492	260,108	133.5
福利厚生費	147,149	163,136	133,495	171,902	38,407	128.8
会議費	144,981	165,853	148,409	132,282	△16,127	89.1
旅費交通費	45,818	32,402	21,811	22,433	622	102.9
通信運搬費	305,777	300,402	293,427	289,333	△4,094	98.6
減価償却費	747,205	942,205	880,794	839,472	△41,322	95.3
消耗什器備品費	178,220	907,190	184,030	91,550	△92,480	49.7
消耗品費	1,306,521	953,478	16,387	72,987	56,600	445.4
修繕費	68,850	327,598	153,538	558,800	405,262	363.9
印刷製本費	135,756	117,720	78,100	99,330	21,230	127.2
光熱水料費	1,289,937	1,276,872	1,236,964	1,470,382	233,418	118.9
賃借料	1,075,245	1,768,844	1,740,634	1,396,982	△343,652	80.3
租税公課	2,229,449	2,990,322	2,568,703	3,379,186	810,483	131.6
支払負担金	19,900	30,000	33,300	35,900	2,600	107.8
委託費	4,297,419	7,270,572	5,247,962	3,285,019	△1,962,943	62.6
支払利息	45,529	72,510	117,211	264,787	147,576	225.9
徴収不能金	0	0	0	10	10	皆増
雑費	506,358	504,789	458,610	447,360	△11,250	97.5
固定資産除却損	0	0	0	2	2	皆増
管理費計	46,864,708	52,014,932	49,629,973	49,984,806	354,833	100.7
経常費用計	429,043,109	439,104,504	384,478,579	394,740,666	10,262,087	102.7
当期経常増減額	770,317	△784,160	△42,943,998	45,024,554	87,968,552	-104.8
当期一般正味財産増減額	770,317	△784,160	△42,943,998	45,024,554	87,968,552	-104.8
一般正味財産期首残高	52,045,943	52,816,260	52,032,100	9,088,102	△42,943,998	17.5
一般正味財産期末残高	52,816,260	52,032,100	9,088,102	54,112,656	45,024,554	595.4
[指定正味財産増減の部]						
【受取出損金】						
受取出損金	0	0	0	0	0	—
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	—
指定正味財産期首残高	101,000,000	101,000,000	101,000,000	101,000,000	0	100.0
指定正味財産期末残高	101,000,000	101,000,000	101,000,000	101,000,000	0	100.0
正味財産期末残高	153,816,260	153,032,100	110,088,102	155,112,656	45,024,554	140.9

(2) 比較貸借対照表

(単位 円、%)

科目	第12期	第13期	第14期	第15期			
	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	対前年度末増減		
			(A)	(B)	(B-A)	(B/A)	
〔資産の部〕							
【流動資産】							
現金預金	30,670,359	57,612,602	61,139,574	87,851,060	26,711,486		143.7
未収金	65,326,590	55,126,575	24,030,912	17,586,478	△6,444,434		73.2
貯蔵品	2,398,064	1,935,595	1,747,020	1,531,364	△215,656		87.7
前払金	57,600	0	0	0	0		—
仮払消費税等	133,800	0	0	0	0		—
流動資産合計	98,586,413	114,674,772	86,917,506	106,968,902	20,051,396		123.1
【固定資産】							
(1)基本財産							
基本財産定期預金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0		100.0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0		100.0
(2)特定資産							
運用財産普通預金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0		100.0
事業運営推進資産	50,000,000	50,000,000	5,003,487	50,000,000	44,996,513		999.3
退職給付引当資産	11,424,678	17,448,788	19,285,836	21,824,176	2,538,340		113.2
特定資産合計	62,424,678	68,448,788	25,289,323	72,824,176	47,534,853		288.0
(3)その他固定資産							
什器備品	450,778	194,685	2,476,054	2,761,843	285,789		111.5
リース資産	5,505,000	12,267,124	9,373,336	12,956,379	3,583,043		138.2
その他固定資産合計	5,955,778	12,461,809	11,849,390	15,718,222	3,868,832		132.7
固定資産合計	168,380,456	180,910,597	137,138,713	188,542,398	51,403,685		137.5
資産合計	266,966,869	295,585,369	224,056,219	295,511,300	71,455,081		131.9
〔負債の部〕							
【流動負債】							
未払金	32,397,458	33,782,830	26,667,775	25,626,946	△1,040,829		96.1
未払消費税	0	2,906,100	6,617,000	13,319,900	6,702,900		201.3
預り金	1,984,465	2,059,212	1,885,711	1,843,176	△42,535		97.7
仮受金	61,806,426	73,991,035	0	14,647,526	14,647,526		皆増
流動負債合計	96,188,349	112,739,177	35,170,486	55,437,548	20,267,062		157.6
【固定負債】							
リース債務	5,537,582	12,365,304	9,511,795	13,136,920	3,625,125		138.1
長期借入金	0	0	50,000,000	50,000,000	0		100.0
退職給付引当金	11,424,678	17,448,788	19,285,836	21,824,176	2,538,340		113.2
固定負債合計	16,962,260	29,814,092	78,797,631	84,961,096	6,163,465		107.8
負債合計	113,150,609	142,553,269	113,968,117	140,398,644	26,430,527		123.2
〔正味財産の部〕							
【指定正味財産】							
出損金	101,000,000	101,000,000	101,000,000	101,000,000	0		100.0
指定正味財産合計	101,000,000	101,000,000	101,000,000	101,000,000	0		100.0
(うち基本財産への充当額)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0		100.0
(うち特定資産への充当額)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0		100.0
【一般正味財産】							
一般正味財産	52,816,260	52,032,100	9,088,102	54,112,656	45,024,554		595.4
(うち特定資産への充当額)	50,000,000	50,000,000	5,003,487	50,000,000	44,996,513		999.3
正味財産合計	153,816,260	153,032,100	110,088,102	155,112,656	45,024,554		140.9
負債及び正味財産合計	266,966,869	295,585,369	224,056,219	295,511,300	71,455,081		131.9

特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I

第 1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第 2 監査等の対象

宝塚市立地域利用施設西谷会館（以下「西谷会館」という。）及び宝塚市立西谷児童館（以下「西谷児童館」という。）の指定管理者、特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I（以下「宝塚N I S I T A N I」という。）における主に令和３年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第 3 監査等の期間

事務局監査 令和５年１月１８日から令和５年３月２３日まで

監査委員監査 令和５年３月２３日

第 4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正に執行されていました。

第 6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第 7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(2) 指 定 管 理 料

ア 西谷会館 令和 3 年度 15,136,000 円

イ 西谷児童館 令和 3 年度 12,524,000 円

2 指定管理施設の概要

(1) 所 在 地 宝塚市大原野字炭屋 1 番 1

(2) 建 物

ア 西谷会館 455 m²

イ 西谷児童館 135 m²

(西谷会館、西谷児童館とも複合施設「西谷ふれあい夢プラザ」の一部を構成)

(3) 駐 車 場 駐車台数 40 台

(4) 開館年月日 平成 1 7 年 1 1 月 1 日

3 施設設置の目的

(1) 西谷会館

地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動等を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資することを目的として設置しています。

(2) 西谷児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的として設置しています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 西谷会館

ア 利用許可に関する業務

イ 利用料金の徴収に関する業務

ウ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

エ アからウに掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要があると認める業務

(2) 西谷児童館

ア 以下の事業を遂行する業務

(ア) 児童の健全な遊びの場の提供に関する事

(イ) 児童の遊びの指導に関する事

(ウ) 児童のクラブ活動の育成及び指導に関する事

(エ) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関する事

(オ) 子育て支援に関する事

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

イ 利用許可に関する業務

ウ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、児童館の管理に関し市長が必要であると認める業務

第8 指定管理者の概要

1 名称等

(1) 名 称 特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I

(2) 所 在 地 宝塚市大原野字炭屋1番1

(3) 設立年月日 平成16年4月26日

2 主な事業内容

(1) 公共施設、公共駐車場及び公共用地の管理事業

(2) 要介護高齢者に対する配食事業

(3) 不法投棄の監視事業

3 組織

宝塚N I S I T A N I は、理事長1人、会長1人、副理事長2人、理事5人、監事1人、社員9人及び職員18人をもって構成されています。

(令和4年3月31日現在)

国際ライフパートナー株式会社 宝塚ウェルネスライフグループ 三井不動産リアルティ株式会社

第 1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第 2 監査等の対象

次の指定管理者における主に令和 3 年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

- 1 国際ライフパートナー株式会社（以下「国際ライフパートナー」という。）
 - ・さらら仁川公益施設及びピピアめふ公益施設（以下「公益施設」という。）
 - ・宝塚市立花屋敷グラウンド（以下「花屋敷グラウンド」という。）
- 2 宝塚ウェルネスライフグループ
 - ・宝塚市立高司グラウンド（以下「高司グラウンド」という。）
 - ・宝塚市立売布北グラウンド（以下「売布北グラウンド」という。）
- 3 三井不動産リアルティ株式会社（以下「三井不動産リアルティ」という。）
 - ・宝塚市立末広駐車場（以下「末広駐車場」という。）

第 3 監査等の期間

事務局監査 令和 5 年 1 月 1 8 日から令和 5 年 3 月 2 3 日まで

監査委員監査 令和 5 年 3 月 2 3 日

第 4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適

正に執行されていきました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《高司・売布北・花屋敷グラウンド、末広駐車場共通》

1 業務の実施によって知り得た秘密等事項に係る誓約書について

高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンド（以下「各グラウンド」という。）それぞれの、管理運営に関する基本協定書第15条第1項において「乙又は本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。」とあり、同条第2項では「乙及び本業務に従事する者は、本業務を開始する際に、前項の内容を遵守することを誓約した書類を作成し、甲へ提出しなければならない。」とされており、乙である指定管理者等は、甲である宝塚市に対して誓約書を提出しなければならないこととなっています。

また、末広駐車場の管理に関する基本協定書第11条第1項では「乙又は管理業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了後、又は指定を取り消された後においても同様とする。」とあり、同条第2項では「乙は、管理業務の従事者が管理業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさない誓約書を作成し、甲に提出するものとする。」とされており、各グラウンドと同様に、誓約書を提出しなければならないこととなっています。

これら誓約書の提出状況について確認したところ、指定管理業務の開始から既に複数年度が経過しているにもかかわらず、各グラウンド分は未提出のままとなっており、末広駐車場分は令和5年1月19日に受理したとのことでした。守秘義務に関する事項は、一度流出してしまうと回復することが困難であるため可能な限り事前の防止対策が必要であり、誓約書の提出はその手段の一つとして重要です。各指定管理者制度導入施設の所管課においては、基本協定書の内容を今一度確認するとともにこれを遵守し、各施設が適正に管理されるよう指導してください。

《高司・売布北・花屋敷グラウンド共通》

1 利用料金等について

本市では、令和3年7月に策定した宝塚市行財政経営方針において、使用料や手数料などの受益者負担の適正化を進めることとし、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者負担適正化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定しています。

受益者負担の基本的な考え方として、ガイドラインでは受益者が負担する料金を類似施設や近隣市の状況からのみで決定するのではなく、受益者に対してどの程度の負担を求めることが妥当か、原価（サービスを提供するために必要な費用）に受益者負担率（公共関与の必要性及び民間による提供可能性を軸に決定する。）を乗じて決定することとされています。

令和3年度における各グラウンドに設置されている多目的グラウンド（人工芝）及びテニスコート（人工芝）の稼働率を確認すると、土曜日、日曜日及び祝日では多くの月で100%に近い状況となっており、利用者のニーズが高いことが分かりますが、一方で本市施設の利用料金は近隣市の類似施設と比較して低く設定されています。

近隣市類似施設の利用料金は、次表のとおりです。

○多目的グラウンド（人工芝） （単位 円）

自治体名	施設名	平日料金	土日祝料金
泉佐野市	泉佐野南部公園	5,000/時間	
河内長野市	下里運動公園人工芝球技場	5,000/2時間	6,000/2時間
三田市	駒ヶ谷運動公園	3,000/時間	
高石市	高師浜運動広場	2,500/時間	
高槻市	総合スポーツセンター青少年運動広場	2,080/時間	
豊中市	服部緑地人工芝サッカー場	5,880/2時間	7,140/2時間
西宮市	西宮浜総合公園人工芝グラウンド	7,700/2時間	9,600/2時間
姫路市	姫路市立球技スポーツセンター	2,950/時間	3,540/時間
宝塚市	花屋敷グラウンド	2,000/時間	2,400/時間

※利用料金は、9時から17時の時間帯に利用時のものです。

○テニスコート（人工芝）

（単位 円）

自治体名	施設名	平日料金	土日祝料金
芦屋市	芦屋公園	3,040/2時間	4,060/2時間
尼崎市	記念公園	900/時間	1,080/時間
伊丹市	伊丹スポーツセンター	1,050/時間	1,550/時間
猪名川町	猪名川町スポーツセンター他2公園	600/時間	
川西市	市民運動場	1,340/2時間	1,610/2時間
三田市	城山公園他4公園	700/時間	
西宮市	中央体育館他4施設	2,400/2時間	3,000/2時間
宝塚市	花屋敷グラウンド他2施設	800/時間	960/時間

※利用料金は、9時から17時の時間帯に利用時のものです。

利用料金の適正性については、平成30年度財政援助団体等監査時に「近隣市の類似施設における利用料金や利用状況、利用者の声を参考に指定管理者と検討する。」旨の説明を受けていたことから、見直しの検討状況について確認したところ、「近隣市における利用料金の値上げを受け、本市でも利用料金の値上げを検討したが、利用者の大多数が市民であること、スポーツは青少年の健全育成や市民の健康に直結するものであることから、利用料金の値上げは見送ることとした。」旨の説明を受けました。なお、芦屋市では、消費税及び地方消費税の引上げに伴い令和2年4月1日より、西宮市では、西宮市施設使用料指針の策定に伴い令和2年7月1日より、川西市では、使用料・手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準を策定したことに伴い令和5年4月1日より利用料金を改定しています。

スポーツの持つ意義から利用しやすい料金設定とすることは一定理解できますが、利用者の大多数が市民であることなどは他市も同様であり、スポーツ施設のサービスは利用者が支払う利用料金のほか、市税による負担により提供されていることから、受益者と非受益者における負担の公平性を確保するため、サービスの提供に必要な費用のうち利用者に対してどの程度の負担を求めることが妥当であるかという観点から議論することが必要ではないかと考えます。

利用料金について、ガイドラインに基づく検証を行い、現行料金の見直しの必要性を検討した上で、適正な料金設定とするよう努めてください。

《国際ライフパートナー関係》

1 公益施設の収支決算等の状況について

仁川駅及び売布神社駅の駅前地区の活性化を図り、もってまちのにぎわいを創出するために設置した公益施設については、令和元年度から指定管理者制度を導入し、国際ライフパートナーが施設の管理運営を行っています。

令和元年度から令和3年度までの収支決算状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	指定管理料	54,395,751	57,774,692	53,883,082
	利用料金収入	27,410,453	22,439,506	25,399,957
	共同管理費収入	7,482,630	7,547,088	7,547,088
	その他営業収入等	7,205,727	3,587,162	5,005,499
	合計	96,494,561	91,348,448	91,835,626
支出	業務委託費	6,458,215	7,471,271	8,261,013
	共同管理費	32,289,527	30,452,535	32,248,614
	施設管理費	5,242,340	5,100,448	5,229,611
	保険料	26,670	26,670	26,670
	広告宣伝費	5,985,539	5,114,578	4,941,013
	その他経費	15,652,382	9,055,848	9,040,546
	人件費	36,972,984	46,401,838	42,694,091
	合計	102,627,657	103,623,188	102,441,558
収支差額		△ 6,133,096	△ 12,274,740	△ 10,605,932

毎年度、赤字収支となっている要因について所管課に確認したところ、「収入面では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用料金収入が大幅に減少した一方で、支出面では、業務委託費の増加に加え、施設を活性化させるための新たな取組として実施した各種自主事業等に係る経費が増加したものの、支出総額は当初の見込みとほぼ同額であったことによるものと考えている。」旨の説明を受けました。また、今後の収支見通しについては、「現在のコロナ禍による影響が減少すれば利用料金収入の増加が見込まれ、ある程度の収支改善が期待できる。」旨の説明を受けました。コロナ禍による影響が減少することで利用料金収入が増加する可能性はありますが、継続して安定した収支状況とするためには、公益施設の稼働率を高めるなど、根本的な対策が必要であると考えます。

公益施設の会議室等の稼働率については、次表のとおりです。

(単位 %)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
さらら仁川公益施設	32.1	29.7	37.7
ピピアめふ公益施設	28.7	25.7	28.7

稼働率を高めるための取組について、「利用者以外の来館者を増やすため、まずは公益施設を知ってもらえるよう、コロナ禍では難しかった憩いの場作りに努める。また、四季折々の装飾で公益施設内を飾り、隣接する屋上庭園には草花を植えて、地域の方に来ていただけるよう引き続き取り組む。集客事業の柱であるイベントについては、スタッフの創意工夫で、気軽にやってみたい、参加してみたいと思えるような自主事業を展開し、公益施設利用者を増やしていきたいと考えている。」旨の説明を受けました。スタッフの手作りで季節ごとの飾りつけや屋上庭園の整備を行うなど、公益施設のイメージアップにつながる取組を進めていることや各種自主事業に新たに取り組んでいることは評価できます。

所管課においては、公益施設の設置目的である、まちのにぎわい創りをより一層推進するため、指定管理者と連携し、公益施設のPRや魅力的なイベントの開催など、稼働率向上のための効果的な取組を引き続き実施するよう努めてください。

《宝塚ウェルネスライフグループ関係》

1 高司グラウンド及び売布北グラウンドにおける自主事業に係る収支決算状況について

高司グラウンド及び売布北グラウンドにおける収支決算状況のうち、自主事業に係る収支決算状況は次表のとおりです。

高司グラウンド

(単位 円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【収入】	73,500	5,116,248	6,605,691	6,520,546
自主事業収入（教室開催）	73,500	4,912,770	6,428,040	6,312,400
雑収入（自動販売機）	0	203,478	177,651	208,146
【支出】	25,000	3,118,107	3,570,600	3,421,920
諸謝金	25,000	3,118,107	3,570,600	3,421,920
【収支差額】	48,500	1,998,141	3,035,091	3,098,626
収入総額に占める 自主事業分の割合	0.7%	36.4%	45.1%	45.2%

売布北グラウンド

(単位 円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【収入】	2,187,250	1,922,059	2,473,965	3,016,673
自主事業収入（教室開催）	2,187,250	1,703,300	2,279,220	2,798,300
雑収入（自動販売機）	0	218,759	194,745	218,373
【支出】	1,160,000	1,089,037	1,603,850	1,967,100
諸謝金	1,160,000	1,089,037	1,603,850	1,967,100
【収支差額】	1,027,250	833,022	870,115	1,049,573
収入総額に占める 自主事業分の割合	8.5%	7.4%	9.1%	10.6%

高司グラウンド及び売布北グラウンドの指定管理者は、平成30年度までは宝塚市スポーツ振興公社が、令和元年度からは公募により現在の宝塚ウェルネスライフグループが指定されています。平成30年度と令和3年度の自主事業に係る収支決算状況と比較すると、売布北グラウンドについて収支差額は大きく変化していませんが、高司グラウンドについてはタイガースアカデミーベースボールスクール、サッカースクールの定期的な開催により参加人数、収支差額とも大幅に増加しています。これらは事業者の工夫により利用者ニーズや収益性の高い自主事業を積極的に実施している取組として高く評価できます。引き続き、利用者ニーズの高い自主事業を実施することにより、スポーツ施設を活用した地域の活性化や更なる収支改善を図るとともに、他のスポーツ施設においても同様の取組が積極的に実施されるよう、所管課においては情報の共有に努めてください。

また、宝塚市立高司（売布北）グラウンド指定管理者が行う業務の概要（以下「指定管理者が行う業務の概要」という。）では、「事業報告書の提出にあたっては、指定管理事業、自主事業、その他に分けて作成すること。」と示していますが、事業報告書のうち収支計算書については、指定管理事業と自主事業に分けて作成されていません。分けて作成されていない理由について所管課に確認したところ、「収支計算書において自主事業費は諸謝金費目であり、指定管理事業費はその他の費目の合計と明確に区別できていることから収支計算書の修正を求めている。」旨の説明を受けました。しかしながら、指定管理者が行う業務の概要に明確に示されていることや、市民から見た場合に支出費目の区分が一般的には分かりにくいことから、本来的には指定管理事業、自主事業を分けて作成する必要があると考えます。

さらに、当該施設においては、全体の収入額に占める自主事業収入の割合が大きいことから、自主事業に係る支出として諸謝金だけでなく人件費、光熱水費等の経費なども含まれるのではないかと考えますので、自主事業に係る経費について精査の上、計上するよう検討してください。以上のことを踏まえ、所管課においては、指定管理料の金額が適正であるかを検証するためにも収支決算状況を正確に把握するように努めてください。

第7 各指定管理の概要

1 国際ライフパートナー

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間

(ア) 公益施設 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(イ) 花屋敷グラウンド 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 指定管理料

(ア) 公益施設 令和3年度 53,883,082 円

(イ) 花屋敷グラウンド 令和3年度 18,486,742 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 公益施設

(ア) さらら仁川公益施設

所在地 宝塚市仁川北2丁目5番1号

施設概要 さらら仁川北館内2階及び3階 (1,075.38 m²)

施設構成 2階 管理事務所 (50.99 m²)

3階 多目的ホール (155.34 m²)

クッキングルーム (107.04 m²)

会議室1 (45.69 m²)

会議室2 (35.22 m²)

プレイルーム (47.73 m²)

音楽スタジオ (76.09 m²)

シルバールーム (87.62 m²)

和室 (43.52 m²)

その他共用部分 (426.14 m²)

設置年月日 平成14年4月1日

(イ) ピピアめふ公益施設

所在地 宝塚市売布2丁目5番1号

施設構成 4階 管理事務所 (60.6 m²)

ライツスポーツルーム (245.08 m²)

ダイニングキッチン (88.2 m²)

キッチンスタジオ (45.9 m²)

5階 会議室A・B (122.99 m²)

6階 和風ホール (248.42 m²)

和室1 (29.12 m²)

和室2 (26.46 m²)

会議室C (56.66 m²)

茶室 (12 m²)

4階 ※放課後児童クラブ (57.65 m²)

5階 ※映画館 (301.21 m²)

※カフェ (37.70 m²)

6階 ※保育室 (73.17 m²)

※放課後児童クラブ、映画館、カフェ及び保育室については、指定管理者が借り受け公益施設の一部として一体的に運営しています。

その他共用部分 (1,081 m²)

設置年月日 平成11年10月22日

イ 花屋敷グラウンド

所在地 宝塚市花屋敷荘園4丁目2番35号

施設構成 多目的グラウンド 1面 (約17,700 m²うち人工芝15,000 m²)

テニスコート 4面 (2,620 m²)

管理棟 1棟 (866.09 m²)

多目的広場 1面 (アスファルト、約1,400 m²)

駐車場 約70台 (身障者専用6台含む)

開館年月日 平成26年11月1日

(3) 施設設置の目的

ア 公益施設

仁川駅及び売布神社駅の駅前地区の活性化を図り、もってまちのにぎわいを創出するため、公益施設を設置しています。

イ 花屋敷グラウンド

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、宝塚市立スポーツ施設を設置しています。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 公益施設

(ア) 公益施設条例第3条に規定する事業を遂行する業務

- (イ) 利用許可に関する業務
- (ウ) 利用料金の徴収に関する業務
- (エ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (オ) 寄席の開催と囲碁・将棋などの講座を実施
- (カ) 予備避難所の開設
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、公益施設の管理に関し市長が必要であると認める業務

イ 花屋敷グラウンド

- (ア) 宝塚市立スポーツ施設条例第 3 条に規定される事業の実施
- (イ) 施設の管理運営に関する業務
- (ウ) 施設及び設備の維持管理並びに修繕に関する業務
- (エ) 利用許可等に関する業務
- (オ) 利用料金の収受等に関する業務
- (カ) 自主事業に関する業務
- (キ) 危機管理に関する業務
- (ク) その他施設の管理上必要と認める業務

2 宝塚ウェルネスライフグループ

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理料

- (ア) 高司グラウンド 令和 3 年度 6,131,668 円
- (イ) 売布北グラウンド 令和 3 年度 14,403,943 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 高司グラウンド

所在地 宝塚市高司 4 丁目 9 番 1

施設構成 多目的グラウンド 1 面 (5,625 m²)

管理棟 1 棟 (92 m²)

駐車場 11 台

開設年月日 平成 6 年 4 月 5 日

イ 売布北グラウンド

所在地 宝塚市売布自由ガ丘 8 番 1 号

施 設 構 成	野球場	1 面 (8,619.9 m ²)
	テニスコート	6 面 (3,990 m ²)
	管理棟	1 棟 (165.42 m ²)
	駐車場	35 台

開 設 年 月 日 平成 2 5 年 9 月 1 日

(3) 施設設置の目的

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、宝塚市立スポーツ施設を設置しています。

(4) 指定管理者が行う業務

- ア 宝塚市立スポーツ施設条例第 3 条に規定される事業の実施
- イ 施設の管理運営に関する業務
- ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 利用許可に関する業務
- オ 利用料金に関する業務
- カ 自主事業に関する業務
- キ 危機管理に関する業務
- ク その他施設の管理上必要と認める業務

3 三井不動産リアルティ

(1) 指定管理期間及び指定管理料

- ア 指定管理期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- イ 指 定 管 理 料 令和 3 年度 3,821,000 円

(2) 指定管理施設の概要

末広駐車場（宝塚市末広町 7 8 番地 1）

駐車台数：122 台

(3) 施設設置の目的

道路交通の円滑化を図り、市民の利用に供することを目的として設置しています。

(4) 指定管理者が行う業務

- ア 自動車の入庫及び出庫の管理に関する業務
- イ 使用料の徴収に関する業務
- ウ 設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- エ 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要があると認める業務

第8 各指定管理者の概要

1 国際ライフパートナー

(1) 名称等

ア 商 号	国際ライフパートナー株式会社
イ 所 在 地	神戸市中央区海岸通6番地
ウ 設立年月日	昭和47年11月10日
エ 資 本 金	3,000万円

(2) 主な事業内容

ア PPP事業（指定管理者事業）
イ パブリック支援サービス事業
ウ ビルメンテナンス事業
エ 警備事業

(3) 組織

国際ライフパートナーは、取締役4人（代表取締役1人、取締役会長1人、取締役2人）、監査役1人及び従業員415人をもって構成されています。

（令和4年3月31日現在）

2 宝塚ウエルネスライフグループ

(1) 名称等

ア 名 称	宝塚ウエルネスライフグループ
	代表企業 株式会社ウエルネスサプライ
	構成企業 国際ライフパートナー株式会社
イ 所 在 地	大阪市西区北堀江2丁目1番11号
ウ 設立年月日	平成30年6月25日

(2) 組織

宝塚ウエルネスライフグループは、2企業から構成されており、指定管理業務に係る職員は、マネージャー1人、スタッフ9人となっています。

（令和4年3月31日現在）

3 三井不動産リアルティ

(1) 名称等

ア 商 号	三井不動産リアルティ株式会社
イ 所 在 地	東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング 9 階
ウ 設立年月日	昭和 4 4 年 7 月 1 5 日
エ 資 本 金	200 億円

(2) 主な事業内容

ア	個人向け不動産仲介事業
イ	法人向け不動産仲介事業
ウ	駐車場事業
エ	その他事業

(3) 組織

三井不動産リアルティは、取締役 9 人、監査役 3 人、特別顧問 1 人、理事 1 人及び従業員 4,728 人（単体）をもって構成されています。

（令和 4 年 4 月 1 日現在）